

令和3年神審第37号

裁 決

漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官岸尾光一及び同官小嶋正博出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を懲戒しない。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年5月10日11時23分

高知県宇佐港

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

漁船B

総 ト ン 数	1.9 トン	1.2 トン
登 録 長	8.46 メートル	6.79 メートル
機 関 の 種 類	電気点火機関	ディーゼル機関
出 力	110 キロワット	42 キロワット

3 事実の経過

Aは、船体船尾部右舷側に操舵スタンド、同スタンドの後方に操縦席を備えたFRP製漁船で、a受審人が1人で乗り組み、稚魚の飼育管理の目的で、船首0.2メートル船尾0.6メートルの喫水をもって、令和3年5月10日08時40分高知県須崎市浦ノ内出見の係留地（以下「出見係留地」という。）を発し、同県虎木岬南方沖合のいけすに向かった。

a受審人は、虎木岬南方沖合のいけすに到着して移動しながら稚魚の飼育管理の作業を行い、11時10分虎木岬北方沖合のいけすに至って、同作業を終了し、次のいけすがある出見係留地沖合に向かうこととし、11時22分僅か前須崎市浦ノ内出見に所在する標高113.75メートルの四等三角点塩屋（以下「塩屋三角点」という。）から046度（真方位、以下同じ。）570メートルの地点で、針路を110度に定めて発進し、5.4ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、船首方を一見して船舶を認めなかったことから、右舷方の虎木岬沖合のいけすで作業をしている僚船の様子を見ながら、操縦席に腰掛けて操船に当たり、11時23分少し前塩屋三角点から057.5度650メートルの地点に達したとき、左舷船首11度100メートルのところに、Bを視認することができ、そのままの速力を保てば、同船が自船の船首方を50メートル隔てて無難に航過する態勢であったが、虎木岬南方沖合のいけすで作業をしている僚船の

様子に気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かず、Bの至近で増速を始めて同船の前路に進出した。

こうして、a受審人は、増速を続け、11時23分塩屋三角点から063度700メートルの地点において、Aは、原針路のまま、23.8ノットの速力となったとき、その船首がBの右舷船尾部に前方から51度の角度で衝突し、同船を乗り切った。

当時、天候は晴れで風はほとんどなく、潮候はほぼ低潮時にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、船体船尾部中央に操舵スタンドを備えたFRP製漁船で、b受審人が1人で乗り組み、稚魚の飼育管理の目的で、船首0.1メートル船尾0.6メートルの喫水をもって、同日11時17分須崎市浦ノ内塩間の係留地を発し、虎木岬南方沖合のいけすに向かった。

b受審人は、操舵スタンドの後方に立って操船に当たり、11時22分僅か前塩屋三角点から062度860メートルの地点で、針路を239度に定め、5.9ノットの速力で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、針路を定めたとき、右舷船首30度350メートルのところに、虎木岬北方沖合のいけす付近から東方に向けて発進するAを初認し、11時22分半僅か過ぎ塩屋三角点から063度750メートルの地点に至り、4.3ノットの速力に減じて続航した。

b受審人は、11時23分少し前自船の右舷方を無難に航過する態勢であったAが右舷船首至近のところ、増速を始めたことを認め、衝突の危険を感じ、大声で叫んだものの、Bは、原針路、原速力のまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは船底外板に擦過傷を生じ、Bは右舷船尾部に破口

及び操舵スタンドに倒壊等を生じた。

(航法の適用)

本件は、港則法が適用される宇佐港において、東行中のAと南下中のBが衝突したもので、同法には本件に適用される航法規定がないので、一般法である海上衝突予防法が適用される。

両船が、そのまま進行すれば、BがAの船首方を無難に航過する態勢であったところ、東行中のAが、衝突の11秒前、両船間の距離が100メートルとなったとき、南下中のBの前路に向けて増速したものであるが、Bが衝突を避けるための時間的、距離的余裕はなかったものと認められ、海上衝突予防法第38条及び第39条による船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、宇佐港において、東行中のAが、見張り不十分で、無難に航過する態勢で南下中のBの至近で増速し、同船の前路に進出したことによって発生したものである。

a 受審人は、宇佐港において、出見係留地沖合に向けて東行する場合、接近する他船を見落とすことがないように、見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、虎木岬南方沖合のいけすで作業をしている僚船の様子に気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、船首方を無難に航過する態勢で南下中のBに気付かず、同船の至近で増速を始め、Bの前路に進出して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か

月停止する。

b 受審人の行為は、本件発生の原因とならない。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年11月29日

神戸地方海難審判所

審判長 審判官 下 條 正 昭

審判官 前 田 昭 広

審判官 池 田 博 美